

● 基本的な考え方

特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

| 食品区分 | 設定理由 | 含まれる食品の範囲 |
|-------|--|--|
| 飲料水 | ①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が多い ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10ベクレル/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能 | ○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶 |
| 乳児用食品 | ○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | ○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの |
| 牛乳 | ①子供の摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | ○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳等）及び乳飲料 |
| 一般食品 | 以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会等の国際的な考え方と整合 | ○上記以外の食品 |

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

4つに分けられた食品区分における基準値を設定する上での理由が明確に示されています。

1つの独立した区分の「飲料水」については、①全ての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多い、②世界保健機関（WHO）が飲料水中の放射性物質の指標値（10ベクレル/kg）を提示、③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能（下巻 P49、「上水道のしくみ）」、といった理由が挙げられます。

「牛乳」では、①子供の摂取量が特に多い、②食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があるとの指摘から50ベクレル/kgになりました。

「乳幼児食品」の区分では、食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」あるという指摘から牛乳と同じ設定値（50ベクレル/kg）になりました。

「一般食品」の設定（100ベクレル/kg）には、①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能、②国民にとって、分かりやすい規制、③コーデックス委員会（消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の促進等を目的として設置された政府間組織で、食品の国際基準の策定等を行っている）等の国際的な考え方と整合する、といった理由が挙げられています。

（関連ページ：上巻 P148、「食品の規制値の比較」）

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日